



住居確保給付金のしおり (家賃補助)

離職、自営業の廃止（以下「離職等」という。）または個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により、経済的に困窮し、住居を喪失またはそのおそれのある方に一定期間、家賃額相当分の給付金（限度額あり）を支給することで、住居および就労機会等の確保に向けた支援を行います。

- 1 住居確保給付金の申請から決定まで1ページ
- 2 住居確保給付金を受給するための要件3ページ
- 3 収入基準額・資産要件6ページ
- 4 支給額・支給期間・支給方法7ページ
- 5 住居確保給付金の申請に必要なもの9ページ
- 6 住居確保給付金受給中の義務11ページ
- 7 受給期間中に常用就職した場合11ページ
- 8 支給額等の変更・支給の中止・再支給11ページ
- 9 住居確保給付金を返還いただく場合13ページ
- 10 お問い合わせ先・その他14ページ

・ 住居確保給付金の申請から決定まで

以下は

住居を喪失するおそれのある方の申請フローです。

住居を喪失している方については、別途「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」（以下「さーくる」という。）へご確認ください。

① 受給要件を確認

※受給要件については3～5ページ参照

② さーくるに相談

※さーくるについては14ページ参照

③ 申請書類の提出

9～10ページに記載している必要書類をさーくるに提出してください。申請書の写しと併せて「入居住宅に関する状況通知書（第8号様式）を交付します。

④ 公共職業安定所への求職申込み、もしくは経営相談先への相談申込み

⑤ 入居住宅の不動産仲介業者等との調整

不動産仲介業者等から「入居住宅に関する状況通知書」（第8号様式）の記入および交付を受けてください。

振り込みは、原則、市から不動産仲介業者等の口座に直接行われることをお伝えください。

※必ずしも、決定金額＝家賃額ではありません。

⑥ 支給審査・決定

市役所地域福祉課で審査し、決定内容を申請者に通知します。

受給資格ありの場合

- 「住居確保給付金支給決定通知書」（第11号様式）を交付します。併せて「常用就職届」（第13号様式）、その他報告用書式を交付します。
- 入居している住宅の不動産仲介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」（第11号様式）の写しを提出してください。
- 住居確保給付金は原則、船橋市から不動産仲介業者等の口座へ直接振り込みます。

受給資格なしの場合

- 「住居確保給付金不支給通知書」（第12号様式）を交付します。入居している住宅の不動産仲介業者等に住居確保給付金が不支給となったことを連絡してください。

2. 住居確保給付金を受給するための要件

①基本要件

離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し住居を喪失またはそのおそれのある方。

②離職期間要件

(1)離職等の方

申請日において、離職等の日から2年以内である。

ただし、当該期間に疾病、負傷、育児等の事情により、引き続き30日以上求職活動ができなかった場合は、その日数を加えた期間（最長4年）以内である。

(2)やむを得ない休業等により収入が減少した方

給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職等の場合と同等程度の状況にある。

③生計維持要件

(1)または(2)のいずれかに当てはまる方。

- (1)離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた。
- (2)申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している。

④収入要件

※収入基準額については6ページ参照

申請日の属する月における申請者および申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額（以下「世帯収入額」という。）が収入基準額以下である。

- ・ 給与の場合：交通費を除いた総支給額。
- ・ 自営業の場合：経費を差し引いた後の額。
- ・ 定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金を含む。児童扶養手当等各種手当、奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付は除く。

⑤資産要件

※資産要件については6ページ参照

申請日における申請者および申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産※の合計額が所定の額を超えていない。

※金融資産とは預貯金、現金、債券、株式、投資信託等をいう。

⑥求職活動等要件

公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職※1を目指した求職活動を行う※2。

※1 常用就職とは、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職をいう。

※2 ただし、前ページ②の(2)に該当する方で自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると市が認める場合は原則3か月間、最長6か月間に限り当該取組（次ページ参照）を行うことをもって当該求職活動に代えることができる。

(1)離職等の方（常用就職を目指す方）

- ・ 月に4回以上、さーくるで面接等の支援を受け、住居確保給付金常用就職活動状況報告書（第16号様式）を提出する。
- ・ 月に2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受け、「職業相談確認票」（第17号様式）に公共職業安定所等担当者に相談日、担当者名、支援内容について記入してもらい、確認印をもらう。
- ・ 原則週1回以上、求人先への応募または求人先の面接を受ける。

(2)やむを得ない休業等により収入が減少した方（事業再生を目指す方）

- ・ 月に4回以上、さーくるで面接等の支援を受ける。
- ・ 原則月1回以上、経営相談先で経営相談を受け、住居確保給付金自立に向けた活動状況報告書（第18号様式）をさーくるに提出する。
- ・ 経営相談先の助言等のもと、住居確保給付金自立に向けた活動計画（第19号様式）を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う。

⑦類似給付の受給に関する調整規定

自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者および申請者と同一の世帯に属する方が受けていない。

⑧その他

申請者および申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でない。

3. 収入基準額・資産要件

①収入基準額

※世帯人数が6人以上の方は15ページ参照

収入基準額とは、基準額に実家賃額を合算した額。

世帯人数	収入基準額 【実家賃額＋基準額】	上限
単身	実家賃額（上限 43,000円） ＋84,000円	127,000円
2人	実家賃額（上限 52,000円） ＋130,000円	182,000円
3人	実家賃額（上限 56,000円） ＋172,000円	228,000円
4人	実家賃額（上限 56,000円） ＋214,000円	270,000円
5人	実家賃額（上限 56,000円） ＋255,000円	311,000円

②資産要件

世帯人数	金額
単身	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

4. 支給額・支給期間・支給方法

(1) 住居を喪失するおそれのある方

申請日の属する月に支払う家賃相当分から1か月ごとに支給します。

(2) 住居を喪失している方

入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から1か月ごとに支給します。

※申請状況により、数か月分をまとめて支給することがあります。

※滞納分については対象外となります。

① 支給額

※8ページに計算例があります

世帯人数	基準額	支給限度額
単身	84,000円	43,000円
2人	130,000円	52,000円
3人	172,000円	56,000円
4人	214,000円	56,000円
5人	255,000円	56,000円

(1) 申請月の世帯収入額が基準額以下の場合

支給額（限度額以内）＝実家賃額※

(2) 申請月の世帯収入額が基準額を超える場合

支給額（限度額以内）＝基準額＋実家賃額－世帯収入額

※実家賃額とは、管理費・共益費等を除いた額。

支給額の計算例

単身世帯の場合（支給限度額43,000円）

(1)申請月の世帯収入額が基準額（84,000円）以下の場合

⇒支給額＝実家賃額

- ・ 実家賃額が50,000円、世帯収入額：80,000円の場合

⇒支給額は43,000円

- ・ 実家賃額が37,000円、世帯収入額：80,000円の場合

⇒支給額は37,000円

(2)申請月の世帯収入額が基準額（84,000円）を超える場合

⇒支給額＝基準額＋実家賃額－世帯収入額

- ・ 実家賃額：37,000円、世帯収入額：90,000円の場合

基準額		実家賃額		世帯収入額		支給額は
84,000円	＋	37,000円	－	90,000円	=	<u>31,000円</u>

②支給期間

原則3か月

※一定の要件を満たす場合には、申請により3か月ごとに
最長9か月まで延長することができます。

- ・ 延長等を希望される場合は、現在の受給期間の最終月になりましたら、さーくるへお知らせください。
- ・ 求職活動等の状況を確認し、延長等の申請書、必要書類を提出していただきます。

③支給方法

原則として不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理納付。

5. 住居確保給付金の申請に必要なもの

以下は

住居を喪失するおそれのある方の必要書類です。
住居を喪失している方については、別途さーくる
へご確認ください。

① 住居確保給付金受付票

② 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（第1号様式）

③ 住居確保給付金申請時確認書（第2号様式）

④ 本人確認書類

次のいずれかの写し（顔写真がないものは2点）

運転免許証、マイナンバーカード※、在留カード、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等

※マイナンバーが見えないようにして提出してください。

⑤

(1) 離職等の方

離職等から2年以内であることが確認できる書類の写し

例：離職票、雇用保険受給資格者証の写し等

(2) やむを得ない休業等により収入が減少した方

収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写し

例：雇用主からの休業を命じる文書、請負契約のアポイントメントがキャンセルになったことが分かる文書の写し等

⑥申請者および申請者と同一の世帯に属する方のうち収入がある方について、申請月の収入金額が確認できる書類の写し

例：給与明細書、預貯金通帳の記帳ページ、雇用保険受給資格者証、年金の振込通知書等の写し

⑦申請者および申請者と同一の世帯に属する方全員の預貯金通帳（ネットバンク含む）の写し、債券・株式・投資信託等の資産額が確認できる書類の写し

⑧当該住宅の賃貸借契約書（契約期間が有効なもの、更新・変更含む）の写し、重要事項説明書の写し

⑨求職申込み・雇用施策利用状況確認票（第6号様式）

⑩⑤の書類が準備できない場合

(1)の方：離職状況等に関する申立書（第3号様式）

(2)の方：就業機会の減少に関する申立書（第4号様式）

⑪⑥の書類が準備できない場合

(1)の方：収入に関する申立書

(2)の方：住居確保給付金に係る収支状況表（第5号様式）

※①②③⑨⑩⑪の様式はさーくろで配布します。

※鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペン等で記載された書類は不備となります。

※指定する期限までに書類が揃わない場合、申請後に連絡が取れなくなった場合等是不支給となる場合があります。

6. 住居確保給付金受給中の義務

住居確保給付金は、有期の支援期間内における就労による自立を支援する制度です。受給期間中は、公共職業安定所等の利用、さーくるの支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動等を行う必要があります。

※求職活動等要件については4～5ページ参照

7. 受給期間中に常用就職した場合

支給決定後に常用就職した場合は、「常用就職届」（第13号様式）と雇用契約書等の写しを提出してください。

8. 支給額等の変更・支給の中止・再支給

① 支給額の変更

以下の場合には、支給額の変更が可能です。

- ・ 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合。
- ・ 収入が一定額以上あることから一部支給を受けていた方で、受給中に収入が減少し、世帯収入額が基準額を下回った場合。
- ・ 個人の責によらず転居せざるを得ない場合またはさーくる等の指導により船橋市内での転居が適当である場合。

※住居確保給付金変更支給申請書（第14号様式）を提出していただく必要がありますので、家賃額の変更が確認できる書類、収入の減少が確認できる書類等を用意のうえ、さーくるへお知らせください。

②支給方法の変更

以下の場合、支給方法の変更が必要です。

クレジットカードによって賃料を支払っている場合等で、貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理納付の方法によることとなった場合。

③支給の中止

以下のいずれかに該当した場合は、支給を中止します。

- ・ 受給者が、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合または就労支援に関するさーくるの指示に従わない場合。
- ・ 受給者が常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合。
- ・ 受給者が、常用就職をしたことおよび就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合。
- ・ 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合（個人の責によらず転居せざるを得ない場合またはさーくる等の指導により船橋市内での転居が適当である場合を除く）。
- ・ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。
- ・ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合。
- ・ 支給決定後、受給者または受給者と同一の世帯に属する方が暴力団員と判明した場合。
- ・ 受給者が生活保護費を受給した場合。
- ・ 支給決定後、受給者が疾病または負傷により、受給を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合。
- ・ 中断期間中に、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合。
- ・ 上記のほか、受給者の死亡等支給することができない事情が生じた場合。

※支給を中止する場合は「住居確保給付金支給中止通知書」（第24号様式）を交付します。

④再支給

住居確保給付金は原則1世帯1回の支給ですが、以下の場合は、再支給の対象となる可能性があります。

- 住居確保給付金の受給期間中または受給期間終了後に、常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、会社都合により解雇された場合や個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで収入が減少した場合。

※支給が終了した月の翌月から1年が経過し、かつ支給要件を満たしている場合に限りします。

9. 住居確保給付金を返還いただく場合

住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合等は、住居確保給付金の支給を中止するとともに、すでに支給された給付金の全額または一部を返還していただきます。

10. お問い合わせ先・その他

お問い合わせ先

船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」

TEL **047-495-7111**

FAX **047-435-7100**

MAIL circle@kazenomura.jp

H P <https://funabashi-circle.jp>

さーくるHP▼



【窓口開設時間】

平日9時～17時 ※祝休日、年末年始を除く

【所在地】（令和7月6月30日より）

〒273-8511

船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所会館1階

総合支援資金貸付の申込みができる場合があります。

住居確保給付金受給中の方で生活費にお困りの場合、生活再建に向けた継続的な支援に同意するなど一定の要件を満たすことで、総合支援資金貸付を申し込める場合があります。詳しくは以下までお問い合わせください。

申込先：船橋市社会福祉協議会

TEL：047-431-5877

市社協HP▶



発行：船橋市地域福祉課

TEL：047-436-2314

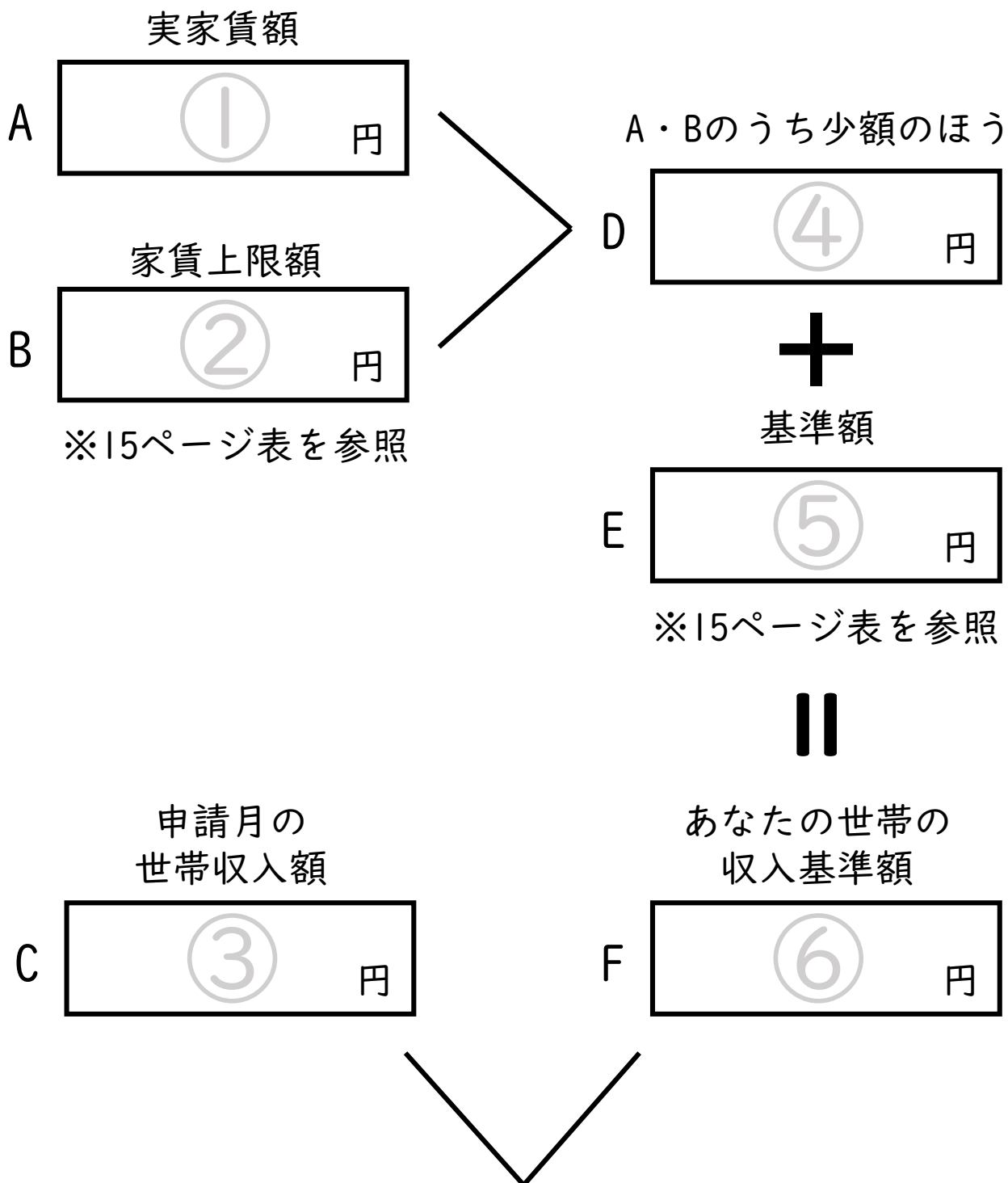


市HP▶

収入基準額

世帯人数	収入基準額 【実家賃額＋基準額】	上限
単身	実家賃額（上限43,000円） ＋84,000円	127,000円
2人	実家賃額（上限52,000円） ＋130,000円	182,000円
3人	実家賃額（上限56,000円） ＋172,000円	228,000円
4人	実家賃額（上限56,000円） ＋214,000円	270,000円
5人	実家賃額（上限56,000円） ＋255,000円	311,000円
6人	実家賃額（上限60,000円） ＋297,000円	357,000円
7人	実家賃額（上限67,000円） ＋334,000円	401,000円
8人	実家賃額（上限67,000円） ＋370,000円	437,000円
9人	実家賃額（上限67,000円） ＋407,000円	474,000円
10人以上	実家賃額（上限67,000円） ＋443,000円	510,000円

収入要件のチェック



F ≥ Cの場合に収入要件を満たします。